

事務連絡  
令和4年1月27日

各都道府県 介護保険担当主管部（局）御中

厚生労働省老健局老人保健課

介護職員処遇改善支援補助金に係る公営の事業所・施設の取扱いについて

平素より、介護保険行政の推進につきまして、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

介護職員処遇改善支援補助金については、「令和4年度（令和3年度からの繰越分）介護職員処遇改善支援事業（介護職員処遇改善支援補助金）（令和3年度補正予算分）に係る協議資料の提出について（依頼）」（令和4年1月21日老老発0121第2号厚生労働省老健局老人保健課長通知）において実施要綱等の案をお示ししたところです。

今般、本補助金に係る公営の事業所・施設の取扱いについてお示いたしますので、御了知いただくとともに、管内市区町村への御周知方お願いいたします。

問 公営の事業所・施設の賃金改善には、給与に係る条例等の改正が必要であり、令和4年2月分及び3月分の支給に間に合わない可能性もあるが、このような場合、補助対象外となるのか。

(答)

公営の事業所・施設については、給与の引上げに条例の改正等が必要であることを考慮し、令和4年2月分からの賃金改善について、実際に引上げを行う条例改正案等の議案を年度内に議会に提出している場合には、同月分から賃金改善を行っているものとみなして補助対象とする。

なお、この場合であっても、令和4年2月分及び3月分の賃金改善を、4月以降に行うことが必要である。